

ABコース

Bコース

これまでに「サービス管理責任者等研修」を受けていない方
「相談支援従事者初任者研修（全日程又は2日課程）」のみ受講済みの方

令和2年度第2回東京都サービス管理責任者基礎研修
及び児童発達支援管理責任者基礎研修
ABコース・Bコース 実施案内

この度、東京都ではサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事する方（予定含む。）を対象として標記研修を実施します。下記の内容にご留意いただき、お申し込みください。

はじめに（必ずお読みください）

○事前に別添の「研修制度変更に関するまとめ」を確認してください。

○サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修は、以下の3つのコースがあります。コースによって、実施案内が異なりますのでご注意ください。

コース	対象	実施案内	備考
ABコース	平成30年度までに実施していた「サービス管理責任者等研修」（3日間で行われていたもの）が未受講の方	本実施案内をご参照ください。	いずれのコースも重複しての申し込みは不可です。
Bコース	「相談支援従事者初任者研修（全日程又は2日課程）」のみ受講済みの方		
Aコース	平成30年度までに実施していた「サービス管理責任者等研修」（3日間で行われていたもの）のみ受講済みの方 ※Aコースの募集は令和3年度まで	本実施案内とは別の「Aコース実施案内」をご参照ください。	

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本実施案内の内容に大幅な変更が生じる可能性があります。変更内容については受講決定の際に改めてお知らせします。

記

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ること。

2 実施方法

講義：**オンライン配信**

受講者が用意したパソコン等で指定されたサイトにアクセスし、講義動画を視聴する。サイトURL及び講義テキストは事務局から受講決定者へ事前に送付する。

演習：**集合型**

指定された日程・会場に受講者が集まり、消毒・換気等の感染症対策を講じた上で実施する。

3 研修日程等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催の中止や日程の延期、会場の変更を行う可能性があります。

全5日間

区分	内容	日時	会場
1日目	相談支援従事者初任者研修（講義部分）※	11月6日（金曜日）からオンライン配信により実施します。指定された期間内に、科目ごとの講義の動画（合計17時間程度）を視聴していただきます。詳細は受講決定者のみ受講可否通知でお知らせします。	
2日目			
3日目	共通講義		
4日目	演習	下記＜演習日程・会場＞参照 (A～H日程)	
5日目			

※相談支援従事者初任者研修（講義部分）については、令和2年度から実施内容が新カリキュラムとなっているため、全日程を通しての受講を推奨しますが、**相談支援従事者初任者研修（全日程又は2日課程）を受講済みの方は、1日目と2日目の受講が免除されるBコースを選択することが可能**です。（申込みの際に受講証明書の写しを添付してください。）

演習（4、5日目）の研修時間については、おおむね午前9時30分から午後5時までの予定となります。受付については、開始時刻の30分前から行います。詳細は受講可否通知でお知らせします。

＜演習日程・会場＞

演習日程ごとに参加可能な日程に○を申込書に記載してください。

なお、定員の都合上、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

区分	日程	会場
A日程	令和2年11月24日（火曜日）・25日（水曜日）	府中の森芸術劇場
B日程	令和2年11月26日（木曜日）・27日（金曜日）	大崎ブライトコアホール
C日程	令和2年11月30日（月曜日）・12月1日（火曜日）	府中の森芸術劇場
D日程	令和2年12月7日（月曜日）・8日（火曜日）	
E日程	令和2年12月11日（金曜日）・12日（土曜日）	
F日程	令和2年12月15日（火曜日）・16日（水曜日）	国立オリンピック記念 青少年総合センター
G日程	令和2年12月17日（木曜日）・18日（金曜日）	
H日程	令和2年12月22日（火曜日）・23日（水曜日）	

4 受講対象者

研修修了に必要な全日程を受講できる方で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方

（１）サービス管理責任者基礎研修

東京都内に所在する障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者の業務に従事する方（予定含む。）で、次に掲げる区分に応じた実務経験年数を有する方

（２）児童発達支援管理責任者基礎研修

東京都内に所在する児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援の事業所において、児童発達支援管理責任者の業務に従事する方（予定含む。）で、次に掲げる区分に応じた実務経験年数を有する方

※（１）（２）ともに、**他道府県に所在する事業所（開設予定含む。）に従事する方（予定含む。）については対象外**です。

<本研修の対象となる指定障害福祉サービス等の種類>

研修分野	指定障害福祉サービス等
○サービス管理責任者基礎研修	療養介護 生活介護（施設入所支援に係るものを含む。） 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練 ※宿泊型を含む。） 自立生活援助、共同生活援助 就労移行、就労継続支援A型、就労継続支援B型 就労定着支援
○児童発達支援管理責任者基礎研修	児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所のみを実施する事業所は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を配置する必要はありませんので、本研修の受講の必要はありません。

<実務経験年数>

業務	研修受講 実務経験年数	配置に必要な 実務経験年数
相談支援業務	3年	5年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	6年	8年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務	3年	5年
相談支援業務及び社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務	3年	5年
国家資格等による業務に3年（児童発達支援管理責任者の場合は5年）以上従事している者による相談支援業務又は直接支援業務	1年	3年

※本研修は、サービス管理責任者等の配置に必要な実務経験年数から2年引いた年数から受講可能なため、**サービス管理責任者等として配置するための実務経験年数と研修受講に必要な実務経験年数は異なります**。実務経験についての詳細は別紙2又は別紙3をご確認ください。また、サービス管理責任者等として実際に配置される場合には、別途事業者指定所管による実務経験の確認が必要になります。（本研修の受講決定は、配置に必要な実務経験を証明するものではありません。）

5 募集定員

AB・B・Aコース合わせて500名

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当初予定よりも定員を縮小しています。

6 受講申込み

(1) 申込期限

令和2年9月7日（月曜日）午後5時 **必着**

※締切以降の申込みは一切受け付けられません。時間に余裕をもってお申し込みください。

(2) 提出書類

書類の過不足がないように、必ず下記の表をご確認の上、お申し込みください。

書類の不足、記載漏れがある場合には、受付が完了できませんのでご注意ください。

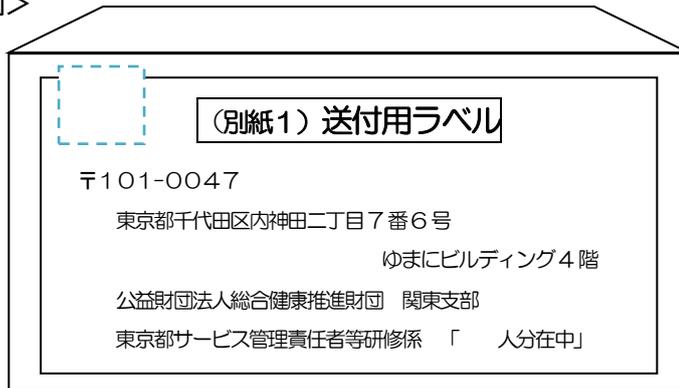
<表>

提出書類	留意点
<p>①受講者推薦及び申込書 (様式1、様式2)</p> <p>【必須】 ※記載例参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務経験の違いにより様式が異なります。 いずれか一方を選択し、記載してください。 ◆サービス管理責任者の場合 ⇒ 様式1 ◆児童発達支援管理責任者の場合 ⇒ 様式2 事業所長等の推薦を受けてください。(代表者印を押印) 「受講者推薦及び申込書」記載の氏名及び生年月日により修了証書を交付します。誤りがないように記載してください。 同一の従事予定事業所から複数名申し込む場合は、必ず優先順位を記載してください。 実務経験年数については、別紙2又は別紙3を参考に記載してください。
<p>②過去の受講証明書等の写し 【Bコースのみ】</p>	<p>【Bコース（相談支援従事者初任者研修（講義部分）を免除）のみ提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> Bコースを希望する方は、申込書の該当欄に「○」を記載し、過去の「相談支援従事者初任者研修（2日課程）」の受講証明書（又は「相談支援従事者初任者研修」の修了証書）の写しを提出してください。 受講証明書と現在の姓が異なるときは、余白に「受講証明書は旧姓のもの」と記載してください。
<p>③返信用封筒 (受講可否通知を入れて送付します。)</p> <p>【必須】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定形郵便用封筒（長形3号：横12cm×縦23.5cm）を使用してください。 244円分の切手（定型料金84円＋特定記録料金160円）を貼付してください。 事業所長宛てに宛名を記載してください（宛名は〇〇様とすること。）。) 同一事業所から複数名申し込む場合は、必ず申込人数分の返信用封筒を同封してください。（それぞれ244円分の切手を貼付） ※「料金受取人払い」及び「料金別納郵便」の記載がある封筒は使用不可 <p>※ 例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <p>244円分切手</p> <p>〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区 〇〇〇-〇-〇</p> <p>〇〇事業所 所長〇〇〇 様</p> </div>

(3) 送付方法

- 別紙1から送付用ラベルを切り取り、「人分在中」欄に申込人数を記載し、封筒表面に貼付の上、**郵送にてお申し込みください。**
- 同一の従事予定事業所から複数名申し込む場合は、取りまとめて送付してください。ただし、返信用封筒は申込人数分同封してください。
- 受講申込みに関する郵送物の到着状況に関するお問い合わせには対応できません。
また、郵便事故等による未着・遅着・誤配送については、一切の責任を負えません。申込者において、書留や特定記録郵便等の追跡サービスの利用をご検討ください。

<使用例>



※原則、別紙1「送付用ラベル」
を使用してください。

(4) 注意事項

お申し込みの際には、以下の点にご注意ください。

- 申込書に記載された内容は、受講決定を行う際の重要な情報となりますので、必要事項を漏れのないように、かつ、可能な限り詳細に記載してください。
- 申込書に記載された内容を基に選考します。書類の不足、記載漏れがある場合でも、事業所への内容確認等の連絡は原則行いません。
- 選考に必要な事項の記載漏れがある場合は、選考の対象とならないこともありますのでご注意ください。
- 受講申込みにおいて提出する書類等に虚偽の申告が認められた場合には、受講申込みは無効となります。
また、以後の受講申込みは受付できなくなりますので、ご注意ください。
- 申込受付後の受講者及び日程の変更はお受けできませんので、受講希望者を精査してお申し込みください。
- Aコースと重複しての申込みはできません。

7 受講者の決定

(1) 受講決定について

申込書に記載された、同一の従事予定事業所内での優先順位、サービス管理責任者等として配置される時期、指定事業所としての業務開始予定年月、実務経験年数等を参考に、受講可否を決定します。

また、受講決定にあたっては、申込みに際してご提出いただく書類のほか、事業者指定所管(※1)より、別途事業者情報(※2)を収集した上で、受講者の決定を行います。

- ※1 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課、同施設サービス支援課、八王子市福祉部障害者福祉課、世田谷区障害福祉部障害保健福祉課、江戸川区福祉部障害者福祉課、荒川区福祉部障害者福祉課
- ※2 サービス管理責任者等の氏名を含む配置状況や研修受講誓約書の提出状況、事業開設に係る指定相談の実施状況等

(2) 受講可否通知の送付

原則として受講者の所属する事業所長宛てに、受講希望者ごとの受講可否通知を郵送します。(発送予定日：令和2年10月23日(金曜日))。ただし、応募及び選考状況により、遅れる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

受講可否通知は、受講希望者全員に送付します。通知の発送予定日をしばらく過ぎてもお手元に届かない場合は、公益財団法人総合健康推進財団までご連絡ください。

8 修了証書の交付

本研修を修了された方には、東京都知事名の修了証書を交付します。修了証書の発送は、以下を予定しています。

1 1月に全日程を修了する方：令和3年1月7日(木曜日)まで

1 2月に全日程を修了する方：令和3年2月7日(日曜日)まで

9 留意点

- 本研修は全日程全科目を受講しなければ研修修了となりません。講義については、研修主催者の責による事由以外で、指定された期間内に講義動画の視聴が完了しない場合、演習については、遅刻及び早退等があった場合は、研修修了となりません。
- 講義動画の視聴環境(インターネットに接続できるパソコン等)は、推薦する事業者又は受講者が用意してください。(対応環境は別紙4「講義動画の視聴環境について」参照)
- 著しく受講態度の悪い方(私語、居眠り、携帯電話の利用等)については研修修了とならない場合がありますので、ご注意ください。

10 参加費

参加費は無料です。ただし、講義動画の視聴環境の確保及び通信にかかる費用、研修会場までの旅費等については、各所属の負担となります。(講義動画視聴には大容量のデータ受信が必要になるため、定額制の通信プラン以外の場合は、高額の通信費用が発生する可能性があります。)

11 個人情報の取り扱い

受講者推薦及び申込書に記載された個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で利用することはありません。

12 その他

サービス管理責任者等として従事するためには、本研修の修了に加えて実践研修の修了及び実務経験年数の2つの要件を満たすことが条件となりますのでご注意ください。

本研修の受講決定は、サービス管理責任者等として従事するのに必要な実務経験の要件を満たすことを証明するものではありません。

(1) 実践研修の修了

基礎研修修了後、2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験(OJT)を経てから実践研修を修了することが必要になります。

【経過措置】本研修修了時点でサービス管理責任者等として必要な実務経験を満たしている方は、3年間に限りサービス管理責任者等としての配置が可能です。

(2) 実務経験

サービス管理責任者等として配置するための実務経験年数と本研修受講に必要な実務経験年数は異なります。サービス管理責任者等として実際に配置される際には、別途事業者指定所管による実務経験の確認が必要になります。別紙2、3の他、以下の東京都福祉保健局ホームページ内の「東京都障害者サービス情報」をご参照ください。

○サービス管理責任者の実務経験の要件

「東京都障害者サービス情報」(トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等 ⇒ 04 サービス管理責任者の資格要件について)

○児童発達支援管理責任者の実務経験の要件

「東京都障害者サービス情報」(トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ A【児童福祉法に基づく障害児施設】指定申請書・変更届等 ⇒ 申請のご案内) 内にある「児童発達支援・放課後等デイサービス指定申請マニュアル」(14ページから16ページ)

13 新型コロナウイルス感染症への感染防止対策について

以下の感染防止対策を講じた上で研修を実施しますので、御協力をお願いします。

○演習当日、以下のいずれか1つでも該当する場合は、演習を受講できません。また受講中に体調が悪化した場合は早退していただきますので、予め御了承ください。(研修修了とはなりません。)

- ・体温が37.5度以上ある。
- ・普段と比べて明らかに体調がよくない。(のどの痛み、咳、だるさ、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常等)
- ・過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触歴がある。
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触歴がある。

○研修会場での対策

- ・受付時に体調チェックと検温を行います。
- ・教室内外へ消毒液を複数設置し、こまめな手指消毒ができるようにします。
- ・定期的に教室内の換気・消毒を行います。
- ・受講者及び講師の席の間隔を確保します。

○受講にあたり注意していただきたいこと

- ・日々の体調管理をお願いします。
- ・受講中は必ずマスクを着用し、咳エチケット、こまめな手洗い、手指消毒を実施してください。
- ・換気のため、窓を開けて研修を実施します。空調による室温管理が難しくなりますので、服装等は各自で調整できるようにしてください。
- ・ゴミは各自で持ち帰っていただきます。ゴミ袋を御持参ください。
- ・受講後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、必ず事務局までお知らせください。

14 各種問合せ先

○東京都サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修の実施に関すること

担当研修機関	電話番号
公益財団法人総合健康推進財団 関東支部 東京都サービス管理責任者等研修係	03-6262-9880

※受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)午前9時から午後5時までです。

○研修のカリキュラムの作成、受講決定及び修了者情報の管理に関すること

担当部署	電話番号
東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当	03-3235-2953

※研修に関する問い合わせについての受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)午前9時から午後5時までです。

○事業者指定に関すること (実務経験の要件含む。)

【八王子市内に所在する事業所】

事業内容	担当部署	電話番号
全事業共通	八王子市 福祉部 障害者福祉課 事業者指定担当	042-620-7479

【世田谷区、江戸川区、荒川区内に所在する事業所 (児童のみ)】

事業内容	担当部署	電話番号
児童発達支援・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援・障害児入所支援 児童発達支援センター	世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 事業者指定・指導担当	03-5432-2243
	江戸川区 福祉部 障害者福祉課 計画係	03-5662-0044
	荒川区 福祉部 障害者福祉課 障害者サ ービス係 児童通所指定担当	03-3802-3111 (内 2691)

【上記以外の事業所】

事業内容	担当部署	電話番号
療養介護・生活介護・施設入所支援 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 障害者支援施設担当	03-5320-4156
共同生活援助 (グループホーム)	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当	03-5320-4151
就労移行支援・就労継続支援 (A型・B型) 就労定着支援	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 就労支援担当	03-5320-4158
自立生活援助	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325
児童発達支援・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援・障害児入所支援 児童発達支援センター	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当	03-5320-4374